

## 伊丹市交通局行政財産における自動販売機設置及び管理に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市交通局庁舎管理規程（昭和41年交管理規程第2号。以下「管理規程」という。）及び伊丹市交通局行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準（以下「使用収益基準」という。）に定めがあるもののほか、利用者の利便を図るための行政財産における自動販売機の設置及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (使用者の公募)

第2条 自動販売機の設置により行政財産を使用する者（以下「使用者」という。）の公募は、使用収益基準第5条第4項に規定する応募者より提示された使用料の額により競争を行う方法（以下「価格競争」という。）、又は使用料の額を選定の基準の一つとする方法（以下「プロポーザル」という。）によるものとする。

### (応募資格)

第3条 使用者の公募に係る応募資格は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 自動販売機の設置業務（自ら管理・運営するものに限る。）について、安定的な実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可を要する場合は、当該許認可等を受けていること。
- (4) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (5) 伊丹市交通局契約等からの暴力団排除に関する要綱第2条第1項第1号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属するものでないこと。
- (7) 伊丹市交通局（以下「局」という。）が実施した使用者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

### (価格競争による使用予定者の選定)

第4条 総務課長は、使用者を公募するに当たり、行政財産ごとに自動販売機の設置箇所の位置及び形状、面積、並びに自動販売機の種類及び付属物、その他の特記事項を明記した資料（以下「物件概要」という。）を作成するものとする。

2 前項に規定する自動販売機の設置箇所は、当該自動販売機を適切かつ安全に設置できるよう、必要な強度を備えた床等及び放熱のための空間、リサイクルボックス等の付置等を考慮しなければならない。

3 総務課長は、物件概要、使用料に関する予定価格及び募集期間その他使用者の公募に必要な事項（以下「募集要項」という。）を局ホームページに掲載して一定の期間告示

し、公募するものとする。この場合において、その期間は、10日を下ることができない。

4 使用料に関する予定価格は、管理規程第8条の規定に基づいて算定した額とする。

5 総務課長は、提出された応募書類の審査を行い、必要な応募資格を満たす者のうち、使用料の額について、使用料に関する予定価格以上で、かつ最高の額を提示した者を使用予定者として選定するものとする。

7 総務課長は、前項の規定により使用予定者を選定したときは、遅滞なく、すべての応募者に対して、選定結果を文書で通知するものとする。

#### (プロポーザルによる使用予定者の選定)

第5条 総務課長は、効果的な施策を推進するため、価格競争による使用予定者の選定によらず、総合的な評価を行う必要があると認めるものについては、プロポーザルにより使用予定者を選定することができる。この場合において、あらかじめ募集要項に具体的な審査事項等を記載しなければならない。

2 前項の規定に基づく使用予定者の選定に関する手続は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、随意契約の相手方となる候補者を選定する手続の例による。

3 前項に規定する手続を除くその他の手続は、第4条の価格競争による使用予定者の選定の例による。

#### (行政財産使用許可の申請)

第6条 前2条の規定により選定された使用予定者は、庁舎管理規程第7条第2項に基づき、使用許可申請書に必要な書類を添付（以下「申請書類」という。）して、自動車運送事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 使用予定者が正当な理由なく、その定める期日までに申請書類を提出しないときは、使用予定者の選定を取り消すものとする。

#### (使用者の責務)

第7条 使用者は、行政財産の利用者が安全にかつ安心して商品が購入できるよう、自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売（以下「運営」という。）に関し、善良なる管理者の注意をもってこれを行わなければならない。

2 使用者は、日本自動販売協会が定める「自動販売機設置自主ガイドライン」を順守しなければならない。

3 使用者は、使用期間を通じた運営をしなければならない。ただし、当該自動販売機を設置する行政財産において、災害その他不可抗力により、当該行政財産の一部又は全部が使用できなくなったことにより、運営ができない場合には、使用者は、運営を休止、又は使用期間の変更を申請できるものとする。

#### (使用状況の検査)

第8条 総務課長は、使用収益基準第15条に基づき、自動販売機を設置した行政財産に

について、次の各号に定める項目のすべてを検査するものとする。

- (1) 自動販売機及び必要な付属物が指定された箇所に設置されており、また、必要に応じて床等を補強するなど、自動販売機が適切かつ安全に設置されているか。
- (2) 物件概要に係る特記事項に違反していないか。
- (3) 管理者の承認を得ることなく、使用許可に関する権利を第三者に譲渡していないか。
- (4) 管理者の承認を得ることなく、使用許可に係る目的外に使用していないか。
- (5) 前条第2項の「自動販売機設置自主ガイドライン」を順守しているか。

2 前項に規定する検査項目について違反があると認めるときは、総務課長は、使用者に対し、必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

#### (売上金額の報告)

第9条 使用者は、設置した自動販売機ごとの売上金額を次の各号に定める期日までに、総務課長に報告しなければならない。ただし、当該期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときはこれらの日に該当しない直前の日とする。

- (1) 4月1日から9月30日までの売上金額 10月5日
- (2) 10月1日から翌年3月31日までの売上金額 翌年4月5日

#### (費用負担)

第10条 使用者は、運営に要する費用、自動販売機の設置及び撤去に要する費用、設置箇所を現状に回復する費用を負担するものとする。

2 使用者は、自動販売機の稼働に必要な電力に係る電気料金を負担しなければならない。

3 前項の電気料金の算定に必要な使用電力を量るため、使用者は、自動販売機に電力メーター（子メーター）を設置するものとし、当該自動販売機の使用電力量を次の各号に定める期日までに、総務課長に報告しなければならない。ただし、当該期日が休日等に当たるときは、第9条ただし書の例による。

- (1) 4月1日から9月30日までの使用電力量 10月5日
- (2) 10月1日から翌年3月31日までの使用電力量 翌年4月5日

4 第2項の電気料金は、伊丹市交通局が電力供給契約をしている単価（燃料調整費等、通常加算される単価を含む）に使用電力量を乗じて算出された金額とする。

5 前項により算定した電気料金は、その相当額を実費弁償金として、次に定める期日までに、局に納付しなければならない。ただし、当該期日が休日等に当たるときは、第9条ただし書の例による。

4月1日から翌年3月31日までの実費弁償金 翌年4月30日

#### (使用料)

第11条 使用者は、使用許可に係る行政財産の使用料について、管理者が定める期日までに一括で納付しなければならない。

2 前項の期日は、当該行政財産に係る使用許可を受けた日から 1 カ月以内とする。ただし、使用期間が複数の会計年度にわたる場合においては、2か年度目以降の期日は、4月 30 日とする。

3 前項に規定する期日が休日等に当たるときは、第 9 条ただし書の例による。

4 すでに納付された使用料は、還付しない。ただし、使用収益基準第 12 条に該当する場合、又は管理者が特に必要と認める場合には、すでに納付された使用料の一部又は全部を還付するものとする。

(細則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 5 年 1 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 5 年 1 月 27 日において、すでに使用許可を得ているもの又は契約を締結しているものについては、当該使用許可又は契約に定める期間の満了するまで、なお従前の効力を有するものとする。